

○志摩市の自然と環境の保全に関する条例施行規則

平成16年10月1日規則第132号

改正 平成24年3月27日規則第23号

平成29年6月26日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、志摩市の自然と環境の保全に関する条例（平成16年志摩市条例第165号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発行為に関する届出)

第2条 条例第24条の規定による開発行為に関する届出は、様式第1号により提出するものとする。

2 前項の届出には、別表に掲げる書類のうち当該届出に必要な書類を添付するものとする。

(開発行為の技術基準)

第3条 開発行為の技術基準は、三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（昭和47年三重県規則第90号）を適用するものとする。

(公共施設等の引継ぎ)

第4条 事業者は、開発行為に関連する公共施設等の整備について、市長に構造、工法及び管理引継ぎ等に関して事前に協議するものとする。

2 事業者は、開発行為完了後に公共施設等の管理引継ぎをするときは、市長の検査を受け、その承認を受けなければならない。

3 市長が、管理引継ぎを受けることができる公共施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 3,000平方メートル以上の開発区域内の道路、公園、水路

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(協定書の締結)

第5条 条例第25条の規定による自然保護に関する協定は、次の事項を内容として締結するものとする。

(1) 開発行為の概要

- (2) 自然環境保全に必要な措置に関する事項
- (3) 自然環境破壊の防止に必要な措置に関する事項
- (4) 市の計画との調整に関する事項
- (5) 災害防止と保全に関する事項
- (6) 廃棄物及び排水の処理に関する事項
- (7) 公共施設の使用に関する事項
- (8) 協定の履行の確保に関する事項
- (9) 報告及び調査に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、条例の目的達成のために必要と認める事項
(環境保全指導員及び監視員)

第6条 条例第30条第4項の規定による身分を証する証明書は、様式第2号による。

- 2 市長は、環境保全のために必要があると認めるときは、環境監視員を置くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浜島町の自然と環境の保全に関する条例施行規則（昭和48年浜島町規則第6号）、大王町自然環境保護条例施行規則（昭和48年大王町規則第14号）、志摩町民の自然と環境を守る条例施行規則（昭和51年志摩町規則第1号）、阿児町の自然と環境の保全に関する条例施行規則（平成3年阿児町規則第8号）又は磯部町自然保護条例施行規則（昭和48年磯部町規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月27日規則第23号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月26日規則第25号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

添付書類	備考
(1) 地番表	3筆以上の場合
(2) 消防協議の経過を示す書面	
(3) 申請区域外の工事施行許可書等の写し	施行予定である場合は、別紙特記事項欄に記載
(4) 土地（建物）登記事項証明書	
(5) 地籍図（公図）の写し	
(6) 開発区域位置図	
(7) 開発区域区域図	
(8) 現況図	
(9) 地籍図（公図）集合図	
(10) 求積図	全体及び各公共施設
(11) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図	
(12) 土地利用計画図	
(13) 造成計画平面図	
(14) 造成計画断面図	
(15) 土工定規図	
(16) 雨水施設計画平面図	
(17) 汚水施設計画平面図	
(18) 給水施設計画平面図	自己居住用を除く。
(19) がけ断面図	
(20) 擁壁断面図	
(21) 防火水槽構造図	
(22) 排水施設構造図	
(23) 流末水路構造図	
(24) 道路計画平面図	自己居住用を除く。

(25) 道路計画縦断図	自己居住用を除く。
(26) 道路断面図	自己居住用を除く。
(27) 排水計画縦断図	自己居住用を除く。
(28) 構造計算書（又は建築確認済証（写し））	
(29) 安定計算書	
(30) 予定建築物の図面	平面図・立面図
(31) 地権者の同意書	開発区域に届出者以外の地権者がある場合
(32) 現況写真及び撮影場所・方向図	複数方向から撮影
(33) 業務の委任状	

自然環境保全に関する届出書

志摩市の自然と環境の保全に関する条例第 24 条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

(宛先)志摩市長

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

別紙

行為の名称	
行為の場所	
行為の目的	
面積	区画数
工事施工者 住所・氏名	
道路	
排水施設	
形状変更	
擁壁	
給水施設	
消防水利	
公園緑地	
関連行為	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
特記事項	

	第 号
写 真	環 境 保 全 指 導 員 証
	氏 名
	年 月 日生
	年 月 日発行
<p>上記の者は、志摩市の自然と環境の保全に関する条例第 30 条第 1 項の規定により立入検査を行うものであることを証明する。</p>	
<p>志摩市長</p>	

志摩市の自然と環境の保全に関する条例(抜すい)

(環境保全指導員)

第 29 条 市長は、環境保全指導員を設置して、この条例の施行に関し必要な限度において、環境の保全について調査及び指導を行わせるものとする。

2 前項の規定に基づく環境保全指導員は、職員のうちから任命するものとする。

(立入検査)

第 30 条 市長は、環境の保全に関し、必要があると認めるときは、環境保全指導員に事業所、工事現場及び河川、海浜等において行われている行為の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、立入りの際あらかじめ、その旨を相手方に告げなければならない。

3 事業所及び土地建物の占有者又は管理者等は、正当な理由がない限り第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

4 第 1 項の規定により、立入検査をする者は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。